

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第 43号）（行財政局税務部税制課）

鉱泉浴場における入湯に対し，入湯客に入湯税を課する必要があるため，次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 入湯税に係る規定の整備

(1) 目的及び納税義務者

環境衛生施設，鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため，鉱泉浴場における入湯に対し，入湯客に入湯税を課することとします。

（第176条関係）

(2) 課税免除

次に掲げる者に対しては，入湯税を課さないこととします。（第177条関係）

ア 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 共同浴場又は公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令第4条に規定する統制額の指定を受けているものにおいて入湯する者

ウ 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者

(3) 税率

入湯税の税率は，入湯客1人1日（宿泊を伴う場合は，1泊をもって1日とする。）につき，宿泊を伴う入湯にあつては150円，宿泊を伴わない入湯にあつては100円とすることとします。（第178条関係）

(4) 徴収の方法

入湯税の徴収については、特別徴収の方法によることとします。（第179条関係）

(5) 特別徴収の手続

入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とし、当該特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客から当該入湯客が納付すべき入湯税を徴収し、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る納入金を納入しなければならないこととします。（第180条関係）

(6) 特別徴収義務者の申告

ア 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営を開始する日の前日までに、必要な事項を市長に申告しなければならないこととします。（第184条関係）

イ アにかかわらず、平成22年10月1日において現に鉱泉浴場を営んでいる者又は同日から同年11月1日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者は同年10月31日までに、同年11月2日から平成23年4月1日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者は経営を開始する日の前日までに、必要な事項を市長に申告しなければならないこととします。（改正条例附則第3条関係）

(7) 特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等

入湯税の特別徴収義務者は、入湯客数、税額その他必要な事項を帳簿に記載し、当該帳簿をその記載の日から7年間保存しなければならないこととします。

（第185条関係）

2 施行期日

上記の改正は、平成23年4月1日から施行することとします。ただし、上記

(6)イの改正は、公布の日から施行することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 43 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

「第1節 入湯

第1款 通

第2款 徴

第2節 事業

目次中「第185条」を「第175条」に、「第1節 事業所税」を

税

則（第176条～第178条）

に、「第2節 都市計画税」を「第3節 都市計画税」

収（第179条～第185条）

所税

」

に改める。

第3条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 入湯税

第5条第3項ただし書中「市たばこ税」の右に「及び入湯税」を加える。

第2章第5節第3款中「第146条から第185条まで 削除」を「第146条から第175条まで 削除」に改める。

第3章中第2節を第3節とし、第1節を第2節とし、同章に第1節として次の1節を加える。

第1節 入湯税

第1款 通則

(入湯税の納税義務者等)

第176条 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第177条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令第4条に規定する統制額の指定を受けているものにおいて入湯する者
- (3) 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める者

(入湯税の税率)

第178条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、入湯客1人1日（第1号の場合にあっては、1泊をもって1日とする。）につき、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 宿泊を伴う入湯 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 100円

第2款 徴収

(入湯税の徴収の方法)

第179条 入湯税の徴収については、特別徴収の方法による。

(入湯税の特別徴収の手続)

第180条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入書により納入しなければならない。

(入湯税の更正又は決定)

第181条 市長は、法第701条の9の規定により入湯税に係る更正又は決定をした場合においては、直ちにその旨を記載した通知書を発する。

2 更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額がある場合においては、前項の通知書に指定すべき納期限は、当該通知書を発した日から1月を経過した日とする。

(入湯税の不足金額に係る延滞金の減免)

第182条 市長は、特別徴収義務者が法第701条の9の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、法第701条の10第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除する。

2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、当該更正又は決定に係る通知書に指定された納期限までに、その理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(入湯税の納入金に係る過少申告加算金額等の決定の通知等)

第183条 市長は、法第701条の12第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額、同条第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額又は法第701条の13第1項若しくは第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合におい

ては、直ちにその旨を記載した通知書を発する。

2 前項の通知書に記載すべき納期限は、当該通知書を発した日から1月を経過した日とする。

(特別徴収義務者の申告)

第184条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營を開始する日の前日までに、市長が定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第185条 入湯税の特別徴収義務者は、入湯客数、税額その他必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から7年間これを保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第3章第1節の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。）について適用する。

(経過措置)

第3条 平成22年10月1日において現に鉱泉浴場を經營している者又は同日から

施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者は、改正後の条例第184条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、同項の規定により申告すべき事項を市長に申告しなければならない。

(1) 平成22年10月1日において現に鉱泉浴場を営んでいる者又は同日から同年11月1日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 同年10月31日

(2) 平成22年11月2日から施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 経営を開始する日の前日

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(行財政局税務部税制課)